

個人情報取扱事務が開始されましたので、その内容をお知らせします。

事務の名称	生活困窮者学習支援事業支援事務		
担当課・係	福祉課・社会福祉係	事務開始日	5月18日
事務の目的・概要	茨城県が実施する生活困窮者（小学校4年生から中学校3年生の要保護児童・生徒および準要保護児童・生徒）への無料学習塾の案内および申し込みの受付を行い、申し込み者を茨城県に報告する。		
対象者の範囲	町内在住の小学校4年生から中学校3年生で、要保護児童・生徒もしくは準要保護児童・生徒		
収集する事項	氏名、性別、電話番号、生年月日、住所、公的扶助受給、家族状況、親族・続柄		
収集先	本人、実施機関内（学校教育課）		
目的外利用・外部提供	なし		

事務の名称	図柄入り土浦ナンバー導入に関するアンケート調査事務		
担当課・係	企画財政課・企画調整係	事務開始日	6月1日
事務の目的・概要	図柄入り土浦ナンバー推進協議会が実施する図柄入り土浦ナンバープレート導入に関する住民アンケート調査の調査対象地域となっていることから、アンケート実施に必要な対象者100名を抽出し、調査票を郵送する。		
対象者の範囲	住民基本台帳に登録された者のうち、無作為に抽出した20歳以上60歳未満の者		
収集する事項	氏名、生年月日、住所		
収集先	実施機関内（住民課）		
目的外利用・外部提供	なし		

事務の名称	利根町結婚記念証交付事務		
担当課・係	住民課・窓口係、記録係	事務開始日	6月1日
事務の目的・概要	結婚記念証を交付し、婚姻を祝福するとともに、大切な思い出の地となる利根町の魅力を発信し、もって利根町に対する愛着心の醸成および町民満足度の向上を図る。		
対象者の範囲	結婚記念証交付申請者およびその配偶者		
収集する事項	氏名、電話番号、生年月日、住所、婚姻の有無		
収集先	本人		
目的外利用・外部提供	なし		

特定個人情報取扱事務が開始されましたので、その内容をお知らせします。

事務の名称	国民年金裁定請求受付事務		
担当課・係	保険年金課・国民年金係	事務開始日	4月1日
事務の目的・概要	国民年金法第16条、国民年金法施行令第1条の2の規定により、受給権者から裁定請求される年金給付に係る各種届出の受付事務		
特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	年金受給者、受給権者、配偶者、子、兄弟姉妹、後見人		
特定個人情報の記録項目	個人番号、その他識別番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報、口座番号、家族状況、婚姻状況、親族・続柄		
収集先	本人または本人の代理人、行政機関など		

事務の名称	国民年金障害基礎年金裁定請求受付事務		
担当課・係	保険年金課・国民年金係	事務開始日	4月1日
事務の目的・概要	国民年金法第16条、国民年金法施行令第1条の2の規定により、障害基礎年金裁定請求に係る各種届出の受付事務		
特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	国民年金第1号被保険者、第3号被保険者で障害基礎年金の申請者および障害基礎年金受給権者		
特定個人情報の記録項目	個人番号、その他識別番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報、口座番号、家族状況、婚姻状況、親族・続柄		
収集先	本人または本人の代理人、行政機関など		

※特定個人情報とは、12桁の個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報をいいます。

○問い合わせ先 役場総務課 庶務行政係 ☎68-2211（内線502）

※取り扱い内容については、担当課にお問い合わせ願います。

二次元コード



登記相談事前予約サービス

【登記相談事前予約サービス】
<http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/content/001185127.pdf>
 【法定相続情報証明制度について】
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html
 ☎0297（64）26007
 水戸地方法務局龍ヶ崎支局
 ○問い合わせ先：
 水戸地方法務局龍ヶ崎支局

この制度は、管轄登記所に戸籍謄本と法定相続情報一覧図を提出し、登記官から一覧図の写しを証明書として受け取り、その証明書を相続登記を始めとした各種相続手続き先に提出することで、戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなるというものです。
 なお、申し出の相談を希望される場合には、事前の予約が必要です。
 詳しくは、左記までお問い合わせください。

5月29日（月）より『法定相続情報証明制度』が始まりました。